日調連発第１２５号
令和７年８月２１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

公正証書の作成手続のデジタル化について（参考送付）

標記について、日本公証人連合会から、土地家屋調査士会員への周知に関する協力依頼があり、別添のリーフレットの送付を受けましたので、ご配意いただきますようお願いします。

2025年10月１日から

公正証書の作成手続が デジタル化されます！

※　10月1日以降、順次指定される指定公証人の役場でのみ利用可能となります

01 インターネットによる嘱託が可能に！

▶ **電子証明書による本人確認**により、
メールを利用した嘱託が可能になります。



02 ウェブ会議の利用が可能に！

▶ **ウェブ会議（リモート方式）**を利用して
公正証書の作成が可能になります。
（嘱託人の希望があり、公証人が相当と認める場合に限られます。）



03 電子データでの作成が原則に！

▶ 公正証書は原則**電子データで作成・保存**します。

▶ 嘱託人は**電子サイン※のみ（押印不要）**となります。



※電子ペンでディスプレイ等に手書きするもの

▶ 公正証書の受取方法は、以下の３つから選べます。

① 電子データを出力した書面を受け取る
② インターネットからメールを受信して受け取る
（クラウド経由でダウンロード）
③ 自前のUSBメモリ等を使ってデータで受け取る



このほか

公正証書の作成手続のデジタル化に併せて、手数料が見直されます

＼ 公正証書の作成手続の ここ が変わります ／

01 インターネットによる嘱託

従前からの嘱託方式

○ 公証役場に来所して、印鑑証明書等の書面により本人確認

新たに追加された嘱託方式

○ **電子データ（嘱託に係る情報）に電子署名、電子証明書を付し、インターネットから<u>メールで送信</u>して、電子的に本人確認（<u>来所不要</u>）**

02 ウェブ会議の利用（リモート方式）

従前からの作成方式

公証役場等（※）で公証人と対面して作成する方式



※ 遺言の場合や、代理作成になじまない行為で本人が公証役場に来所することが著しく困難な場合等に限り、公証人が出張して作成する方式も可能です。

新たに追加された作成方式

・手続の流れ等はＰ３をご覧ください

公証役場の外から<u>ウェブ会議</u>に参加して作成する方式



03 電子データでの作成

現在の手続からの主な変更点

● **公正証書は、<u>原則として電子データで作成・保存</u>されることになります**

例外：法律上、紙での作成が必要な場合－保証意思宣明公正証書等
添付資料をPDF化できないなど、デジタル作成が困難な場合

	紙媒体の場合	電子データの場合
嘱託人	署名押印が必要	<u>電子サイン</u>でOK（<u>押印不要</u>）
公証人	署名押印が必要	<u>電子サイン</u>と<u>電子署名</u>

● **公正証書に記録された事項の証明情報（いわゆる正本・謄抄本）**は
・<u>電子データでの発行・交付</u>（※） **・<u>紙の書面での発行・交付</u>**
のいずれも可能となります ※ 電子データの場合は、コンピュータ上で有効性の確認ができます

＼ リモート方式による公正証書の作成 ／

リモート方式による作成手続の流れ

① ウェブ会議招待メールからウェブ会議に参加



② 公証人による映像・音声の確認、本人確認・意思確認



③ 公正証書案文を画面に表示して公証人が読み上げ、列席者が内容確認



④ 公証人から列席者に対し、③の案文を記録したPDFファイルへの電子サインをメールで依頼

⑤ ④のメールを受信した列席者全員が電子サインを実施・送信



⑥ 公証人が電子サイン・電子署名
⇒ 公正証書原本が完成



リモート方式利用の要件等

リモート方式利用の要件

1. 嘱託人又は代理人によるリモート方式利用の申出があること
2. 嘱託人・代理人のリモート参加について、他の嘱託人に異議がないこと
3. 公証人が嘱託人・代理人のリモート参加を相当と認めること

※ 相当か否かは、リモート参加の必要性・許容性（リモートでの本人確認、真意の確認、判断能力の確認のしやすさ等）を総合的に考慮して判断されます

リモート参加のために必要な機器等



① ウェブ会議に参加可能なパソコン（スマートフォン・タブレットは使用できません）
- ▶ OS：Windows10、Windows11、または最新3つのバージョンのMacOS
- ▶ Windowsにインストールされている.NETのバージョン：NET 4.5CLR以降
- ▶ ﾌﾞﾗｳｻﾞ：最新3つのバージョンのMicrosoft Edge、Google Chrome、Fire fox、又は最新2つのバージョンのSafari



② 電子サインを行うために必要な機器
※ タッチ入力可能なディスプレイ又はペンタブレット＋電子ペン



③ ①のパソコンで利用可能なメールアドレス
※ ウェブ会議招待メール、電子サイン依頼メール受信用

2025年10月１日から

＼ 手数料も変わります ／

手数料適正化のポイント

● 公正証書のデジタル化に伴う必要な規定の追加

※　正本・謄本の電子データでの提供　　１通２５００円
（公正証書に関する電子データの提供）

紙の書面での交付　　用紙１枚当たり３００円
（公正証書に関する書面の交付）

● ひとり親家庭や身寄りのない高齢者等にとって作成のニーズが高い公正証書の作成の負担軽減

※　子の監護に要する費用（養育費）につき、最大５年分の額を基に手数料を算定
（これまでは最大１０年分）

※　死後事務委任契約の手数料を通常の委任契約の半額に

● 近時の物価上昇等への対応

公正証書作成の主な手数料

１　法律行為に関する公正証書

目的の価額　（注１）（注２）	手数料
～50万円まで	3000円
～100万円まで	5000円
～200万円まで	7000円
～500万円まで	1万3000円
～1000万円まで	2万円
～3000万円まで	2万6000円
～5000万円まで	3万3000円
～1億円まで	4万9000円
～3億円まで	4万9000円＋超過額5000万円までごとに1万5000円
～10億円まで	10万9000円＋超過額5000万円までごとに1万3000円
10億円超～	29万1000円＋超過額5000万円までごとに9000円

（注１）定期給付を目的とする場合には、全期間の給付の価額の総額となります。ただし、①子の養育費の分担、②動産の賃貸借、③雇用の契約では、５年分の給付の価額が上限に、その他の法律行為では10年分の給付の価額が上限になります。

（注２）法律行為の目的の価額を算定することができないときは、500万円とみなされます（手数料は１万3000円）。

※　死後事務委任契約については、上記の表に従って算定された額の10分の５の額が手数料額となります。

※　遺言公正証書、信託契約公正証書については、目的の価額が１億円以下の場合、手数料額に１万3000円が加算されます。

※　公正証書の分量が多いとき（紙に印刷した際の枚数が一定の枚数を超える場合など）には一定の額が手数料に加算されます。

２　法律行為でない事実に関する公正証書

事実の実験、その録取及び実験方法の記載に要した時間１時間までごとに１万3000円

○　認証手数料については、基本的にこれまでと変わりません。
ただし、私署証書の認証手数料については、私署証書の内容を公正証書として作成するとしたときの手数料の10分の5の額が１万1000円を下回るときは、その額とされているため、具体的な金額は、今回の公正証書の手数料の見直しによって変わることになります。